

令和4年 三条市賃借料情報

- 標準小作料制度は平成21年の農地法改正で廃止されました。これに代わるものとして毎年1月から12月までの1年間に締結(公告)された賃借料情報を提供しています。これは賃借料を決めるための参考であり、以前の「標準小作料」とは異なり拘束力はありません。
- 賃借料を決める際には、対象となる農地の収穫量、生産物の価格、圃場条件、土地改良費の負担などを考慮し、貸し手と借り手が十分に話し合い、納得のうえで決めてください。
- 令和4年1月から令和4年12月までに締結(公告)された賃借料です。

田(水稲) (10アール当たり)

地区名	区分	締結件数	平均締結額	最も多い締結		最高		最低	
				件数	締結額	件数	締結額	件数	締結額
三条地区	金納(円)	295	15,900	153	15,000	1	30,000	1	3,000
	物納(kg)	41	56	6	60	1	134	1	15
栄地区	金納(円)	126	16,600	19	15,000	1	24,000	1	2,500
	物納(kg)	6	77	2	60	1	128	1	51
下田地区	金納(円)	106	6,300	12	10,000	1	20,000	2	500
	物納(kg)	127	36	22	30	1	90	1	14

- 1 締結額は算出結果の10円単位を四捨五入し、100円単位としています。
- 2 平均締結額は単純平均ではなく、締結面積を加味した加重平均としています。
- 3 畑は締結件数がごく少ないため掲載していません。

令和5年3月

三条市農業委員会